

～福祉医療費助成制度をご存じですか～

福祉医療費の受給資格証を9月1日に更新します

9月1日から福祉医療費の受給資格証が変わります。

所得制限がありますので、現在資格のある人と、受給停止中の人の資格を見直します。福祉医療費受給資格のある人には、新たに受給資格証（うぐいす色）を送付します。県内の医療機関などで受診するときは、健康保険証と併せて窓口で提示してください。

受給資格条件に該当する人で、受給資格認定申請をしていない人は先に認定申請をしてください。

※現在受給中および受給停止中の人については、更新の手続きは不要です。

★ 障がい者医療

【対象者】

次の①～④のいずれかに該当する人で、本人・扶養義務者などの所得が制限額表の額未満の人

- ①身体障害者手帳 1～3級のいずれかをお持ちの人
- ②療育手帳AまたはBをお持ちの人
- ③身体障害者手帳 4級と療育手帳（中度）の両方をお持ちの人
- ④精神障害者保健福祉手帳 1級または2級をお持ちの人

【助成対象医療費】

○償還払い(*注1)

○医療保険各法による自己負担相当額(*注2)

○精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人は、入院以外の医療費

【手続きに必要なもの】

- 健康保険証
- 印鑑
- 振込先のわかるもの
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のうち該当する手帳をすべて
- 本人・扶養義務者などの所得証明書(*注4)

障がい者医療費所得制限額表（万円）

扶養の人数	本人の所得額	配偶者・扶養義務者の所得額
0人	360.4	628.7
1人	398.4	653.6
2人	436.4	674.9
3人	474.4	696.2
4人	512.4	717.5
5人	550.4	738.8

★ 一人親家庭等医療

【対象者】 次の①～④のいずれかに該当する人で、本人・扶養義務者などの所得が制限額表の額未満の人

- ①母子家庭で養育されている18歳未満児(*注3)とその母
- ②父子家庭で養育されている18歳未満児(*注3)とその父
- ③父または母のいない18歳未満児(*注3)とその養育者
- ④父または母が重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）にある18歳未満児(*注3)とその父または母

【助成対象医療費】

○償還払い(*注1)
○医療保険各法による自己負担相当額(*注2)

【手続きに必要なもの】

- 健康保険証
- 印鑑
- 振込先のわかるもの
- 児童扶養手当証書または公的年金証書と児童・養育者の戸籍謄本
- 本人・扶養義務者などの所得証明書(*注4)

一人親家庭等医療費所得制限額表（万円）

扶養の人数	本人の所得額	児童などの養育者、配偶者・扶養義務者の所得額
0人	192.0	236.0
1人	230.0	274.0
2人	268.0	312.0
3人	306.0	350.0
4人	344.0	388.0
5人	382.0	426.0

★ 子ども医療

【対象者】

小学校を修了する年の最初の3月31日までの子どもで保護者の所得が制限額表の額未満の人

【助成対象医療費】

○償還払い(*注1)
○医療保険各法による自己負担相当額(*注2)

当額(*注2)

【手続きに必要なもの】

- 健康保険証（子どもの氏名が記載されたもの）
- 印鑑
- 振込先のわかるもの
- 保護者の所得証明書(*注4)

子ども医療費所得制限額表（万円）

扶養の人数	保護者の所得額
0人	622.0
1人	660.0
2人	698.0
3人	736.0
4人	774.0
5人	812.0

*注1：「償還払い」とは、医療機関などの窓口で一旦お支払いいただき、後で助成することをいいます。

*注2：助成金額は、保険適用となる窓口負担額から、高額療養費・公費負担金・附加給付金を除いた額です。

*注3：「18歳未満児」とは、満18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までにある人です。

*注4：平成25年1月1日時点で、住所が市外にある人のみ必要です。

児童扶養手当・特別児童扶養手当

現況届について

◆児童扶養手当現況届

児童扶養手当を受給している人は、毎年8月に現況届の提出が必要です。8月上旬に届く現況届案内通知をご確認ください。また、提出は内容の確認などが必要ですので、必ず受給者本人がこども家庭課または各支所住民福祉課で手続きをしてください。(代理人・郵送不可)

【提出期限】 8月30日(金)

◆特別児童扶養手当所得状況届

特別児童扶養手当を受給している人は、毎年所得状況届の提出が必要です。8月中旬に届く通知をご確認の上、手続きをしてください。

【提出期限】 9月10日(火)

※いずれの届出も受給者の現在の状況や前年の所得などについて確認し、引き続き手当を受ける要件に該当するかどうかを確認するためのものです。

※提出がない場合は、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※子育て包括支援センター(ハイトピア伊賀)では受付できません。

手当の月額が改定されました

「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の一部改正によって、児童扶養手当と特別児童扶養手当が10月分以降、次のとおり月額0.7%引き下げられます。

◆児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を共にしていない児童を育てている家庭(ひとり親家庭)などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

全部支給

41,430円 ⇒ **41,140円**

一部支給

41,420円～9,780円 ⇒ **41,130円～9,710円**

◆特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

1級 50,400円 ⇒ **50,050円**

2級 33,570円 ⇒ **33,330円**

【問い合わせ】 こども家庭課 ☎ 22-9654 FAX 22-9646

特別障害者手当・障害児福祉手当

【特別障害者手当】

20歳以上で、身体または知的・精神などに著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の人が対象です。

※次に該当する場合は支給しません。

- ①施設に入所しているとき
- ②病院や診療所に3カ月以上継続して入院しているとき
- ③受給者とその配偶者、または扶養義務者の所得が一定額以上あるとき

【障害児福祉手当】

20歳未満で、身体または知的・精神などに重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする児童が対象です。

※次に該当する場合は支給しません。

- ①障がいを支給事由とする年金を受けているとき
- ②施設に入所しているとき
- ③受給者とその扶養義務者の所得が一定額以上あるとき

○手当の月額が改定されました

平成24年全国消費者物価指数の対前年度比変動率が公表されたことに伴い、10月分以降、次のとおり手当の月額が0.7%引き下げられます。

特別障害者手当 26,260円 ⇒ **26,080円**

障害児福祉手当 14,280円 ⇒ **14,180円**

経過的福祉手当 14,280円 ⇒ **14,180円**

○認定を受けるには…

これらの手当は、本人(障がい児の場合は保護者)からの請求により認定します。障がいの状態については、指定の診断書などを提出していただき審査を行います。

○現況届の提出が必要です

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給している人は、受給資格確認のために現況届(所得状況届を含む)を提出していただきます。必要書類を8月中旬に送付しますので、必ず提出してください。

期日までに提出しないと、受給資格があっても引き続き手当を受けることができなくなる場合があります。

【提出期限】 9月10日(火)

【申請先・問い合わせ】

障がい福祉課 ☎ 22-9656 FAX 22-9662 各支所住民福祉課